

スマイルハウスショートステイサービス 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人浦和福祉会（以下「事業者」という。）が設置するスマイルハウス（予防）ショートステイサービス（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定介護予防短期入所生活介護の提供において、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

事業の提供において、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

- 6 指定短期入所生活介護〔指定予防短期入所生活介護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。
- 8 前7項のほか、「さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成24年条例第68号）及び「さいたま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例」（平成26年条例第88号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 スマイルハウスショートステイサービス
- （2）所在地 埼玉県さいたま市緑区大字大崎字北口2160番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤兼務）

従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- （2）医師 1名（非常勤）

医師は、利用者の診察及び保健衛生の管理指導を行う。

- （3）生活相談員 1名（常勤）

生活相談員は、利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務を行う。

- （4）看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。

- （5）介護職員 3名（常勤3名）

介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護の補助及び介護を提供する。

(6) 栄養士 1名（常勤兼務）

栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名（常勤兼務）

機能訓練指導員は、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行う。

(8) 調理員 1名（労務委託）

調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。

(9) 事務員 必要な員数

事務員は、必要な事務を行う。

2 前項に定めるもののほか、事業所の運営上、必要な職員を置くものとする。

3 空床型については、第1項の定めにかかわらず特別養護老人ホームに勤務する従業者の配置によるものとする。

（指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用定員）

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

(1) 併設型 10名

(2) 空床利用型 特別養護老人ホームの定員60名以内

（指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護の内容〕）

第7条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容は、次のとおりとする。

(1) 介護

(2) 食事

(3) 機能訓練

(4) 健康管理

(5) 相談、援助

(6) その他のサービス提供

(7) 送迎

（利用料等）

第8条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

- 3 次条に定める通常の送迎の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の送迎を行った場合は、次のとおり送迎費用を請求できるものとする。

ア 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10キロ未満 1,000円

イ 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10キロ以上 1,500円

- 4 食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。

(1) 食事の提供に要する費用

420円、昼食810円、夕食570円

(2) 入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費

- 5 滞在に要する費用については、次の金額を徴収する。

(1) 居住に要する費用 従来型個室 1, 231円/日

多床室 915円/日

(2) 理美容代 実費相当額

(3) 教養娯楽費 実費相当額

(4) 日常生活管理費 50円/日

(5) コピー代 1枚 10円

(6) 家電使用料 50円/日

(7) キャンセル料

入所日の前日17時までに連絡がなかった場合、1日あたりの基本利用料（介護給付費単位数に定める短期入所生活介護費に、別に厚生労働大臣が定める1単位の単価を乗じて得た額）の自己負担額

- (8) その他、事業において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

- 6 第4項(1)及び第5項(1)の費用について、介護保険法施行規則第83条の6〔第97の4〕の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と第4項(1)及び第5項(1)に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。なお、第5項(1)について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第21

- 号)により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払いを受ける。
- 7 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 8 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 9 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。
- 11 前7項から10項の説明・署名・押印・交付について、電磁的な手段での対応も可能とし、電磁的対応とする場合はあらかじめ、代替手段を明示するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、さいたま市とする。

(衛生管理等)

- 第10条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。
- 2 事業所は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕従業者は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることともに、管理者に報告する。

2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第14条 事業所は、提供したサービスに係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずることとする。

2 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入居者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

3 事業所は、提供したサービスに関する入居者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健

康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、入居者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た入居者又は家族の個人情報については、事業所での指定介護福祉施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入居者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第17条 事業所は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施する。

(地域との連携等)

第18条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

- 2 事業所はその運営に当たっては提供したサービスに関する入居者又はその家族からの苦情に関して市町村が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第20条 事業所は、入居者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介等、成年後見制度を活用できるように支援を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定介護福祉施設サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成13年3月17日に施行し、平成12年5月1日より適用する。
- 3 この規程は、平成15年4月1日に施行する。
- 4 この規程は、平成17年10月15日に施行し、平成17年10月1日より適用する。
- 5 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成20年10月26日に施行し、平成18年4月1日より適用する。
- 8 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 9 この規程は、平成23年3月27日に施行し、平成22年11月1日から適用する。
- 10 この規程は、平成27年10月31日に施行し、平成27年8月1日から適用する。
- 11 この規程は、令和3年4月1日から施行し、施行日より、「スマイルハウスショートステイサービス運営規程」を「スマイルハウス 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業運営規程」に改める。
- 12 この規程は、令和5年3月25日に施行し、令和4年12月1日から適用する。
- 13 この規程は、令和6年8月1日から施行する。
- 14 この規程は、令和7年5月25日に施行し、令和7年4月1日より適用する。